

令和元年度 東京都税制調査会答申のポイント

特徴

- 国際法人課税における新ルールの検討が進んでいることを踏まえ、地方税の観点からも、配分の仕組み等の検討を進めるべきと提言
- 人口構造・社会経済が大きく変化する中で、所得に応じた適正・公平な税負担への見直しが必要と提言
- 税制の見直しを通じて、地方税財源の拡充を図ることで、都市と地方の共存共栄による日本全体の持続的発展につながっていくと提言

デジタル経済と地方税財政制度

【現状】

現在の国際課税原則では、営業所や工場のような恒久的施設（PE）がなければ多国籍企業に対し国は課税できない。一方デジタル企業は PE なしで事業展開可能。OECD は PE の代わりとなる見直し案を、①利用者参加（英国案）②マーケティング無形資産（米国案）③重要な経済的存在（新興国案）に整理。今年10月9日、米国案ベースの OECD 事務局案が発表された。現在、OECD にて新ルール検討中。

【提言】

- OECD の新ルールで法人所得が増加する場合、地方法人課税の課税ベースも拡大。これによる税収の増収分は地方に帰属すると考えられるが、**対象法人が国内に PE を持たない場合、全地方自治体において当該法人に課税できない。PE が存在する場合も、これまでの分割基準を適用することが妥当ではないなどの課題がある。**
- 上記のデジタル課税に伴う地方税増収相当分を国が徴収し、地方に配分する仕組みも考えられる。いずれにしても、デジタル課税の国内帰属が問題となることを踏まえ、**国際課税に関して各国から提案されている着眼点も参考に、地方へ配分する仕組みを今から検討しておく必要がある。**
- OECD の検討とは別に、英仏など欧州諸国を中心に、各国が独自に実施する「デジタルサービス税」（DST）の導入や検討が広がりつつある。新ルールが合意に至らなかった場合に備え、**我が国が DST を導入するオプションも、国民的議論として取り上げ、公開の場で検討を始める必要がある。**急速拡大するデジタル経済の中、暫定措置として DST 導入の可能性を検討することには合理性がある。
- DST 実施の場合、その税収の**一定割合を地方交付税原資、地方譲与税とするなど、地方へ配分する仕組みを導入するべき。**

社会経済の変化に対応した所得課税

- 所得に応じた適正・公平な税負担の観点から、所得控除の仕組みを**所得控除方式から税額控除方式へ移行するべき。**
- 金融所得は、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮しつつ、**分離課税の税率引上げを検討するべき。**
- 働き方やライフコースの多様化を踏まえ、私的年金制度における年金受取と一時金受取の税負担公平化など、**公平な税負担を確保する制度の構築を目指すべき。**
- 個人住民税は、所得発生と税負担の時点をできるだけ近づけることが望ましく、IT 化の進展等を踏まえつつ、**現年課税化の早期実現に向けた検討を進めるべき。**

その他の今期検討事項

【環境関連税制（H30 答申提言）】

- 税制の一つの基軸に「環境」を据え、**税制のグリーン化を推進していくことが不可欠。**
- 温対税は CO₂排出削減に向け、人々の行動や投資を低炭素なオプションに転換させるため、**中長期的な税率引上げ見通しとその道筋を示すべき。**
- 地球温暖化対策における地方自治体の役割の重要性を踏まえ、**国と地方で適切に税源配分するべき。**

【地方交付税】

- 地方交付税は、原資となる国税の充実、**交付税の法定率引上げとともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映するべき。**

【ふるさと納税】

- 「ふるさと納税」は、**受益と負担との関係を歪める制度であり、抜本的に見直し、寄付本来の趣旨に沿った制度に改めるべき。**

都市と地方の共存共栄を支える税財政制度

時代に合った税制度の見直しを通じて、国・地方を通じた税源拡充を図るとともに、国と地方の税源配分を含め、地方税の望ましい姿に再構築することを目指すべき